

# 新製品・新技術開発費助成

助成額 最大300万円 助成率 2/3  
申請期間 令和8年4月13日(月)～令和8年6月12日(金)  
※午後5時必着

本紙記載の内容は事業の概要です。  
申請にあたっては必ず募集要項をご確認ください。

URL <http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>



## 対象事業

以下のような新製品・新技術開発事業のうち、令和8年4月から令和9年3月までに開発が完了するもの

- (1) 新製品の技術開発
- (2) 既成製品に改良を加えた製品の開発、試作
- (3) 機械器具または装置の高性能化、省力化および自動化のための技術
- (4) 生産・加工方法、システム・工法などの新技術開発
- (5) 新物質および新材料の開発利用技術
- (6) 業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発
- (7) その他区長が必要と認める研究開発

※ 助成対象者が開発費等を負担しない受託開発、主な経費が設備購入で技術開発要素を含まれていない開発については、助成対象外となります。

## 対象経費

上記対象事業の新製品・新技術開発に直接かかる下記の経費のうち、支払期日が令和8年4月から令和9年3月までのもの

- (1) 原材料および副資材の購入費用
- (2) 機械装置の購入費用および借用費用
- (3) 工具器具の購入費用および借用費用
- (4) 外注加工費用
- (5) 研究開発の委託費用
- (6) 産業財産権の導入費用
- (7) 技術指導の受入れ費用
- (8) 直接的な人件費用
- (9) その他区長が適当と認める費用

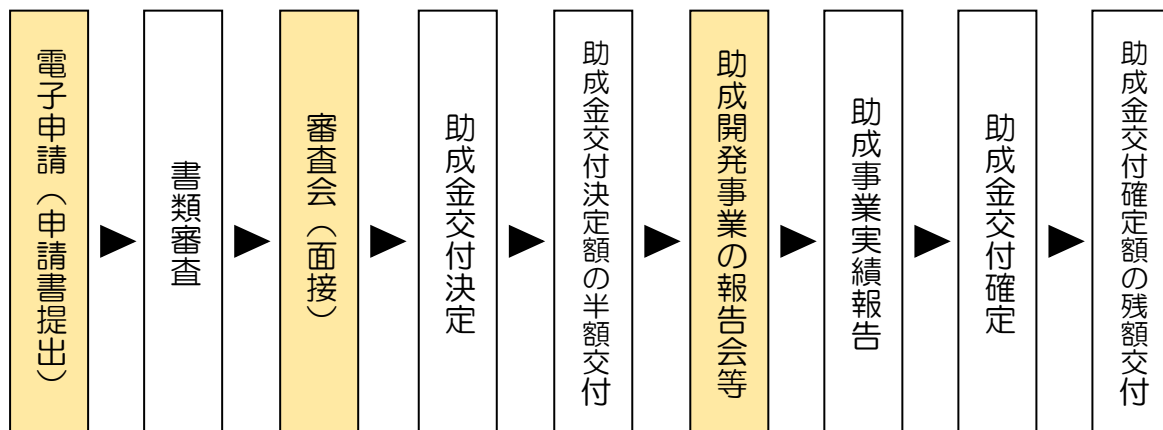
※ (8)および(9)については、それぞれ(1)～(7)の経費総額の10%まで。

## 対象者

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。
- (2) 品川区内で1年以上継続して事業を営む計画があること。(基準日：申請締切日)

ほか

## 事業の流れ



※ 申請書の書面審査・面接審査等総合的な審査の上、助成企業および助成額を決定します。

【お問い合わせ】 品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)

TEL 5498-6340 FAX 5498-6338